

invoiceAgent追加利用約款(CLOVA OCR)

第1条【総則】

- 本約款は、ウイングアーク1st株式会社(以下「ウイングアーク」といいます)が提供する製品・サービスである「invoiceAgent」(以下「invoiceAgent」といいます)に含まれるOCR機能である「CLOVA OCR」(以下「本機能」といいます)の利用条件を定めたものです。本機能の利用には本約款の各条件が適用されるものとします。なお、本機能は、ウイングアークが、LINE株式会社が保有するサービスにネットワークを介して利用し、お客様に対して提供するものであり、本約款のウイングアークの記載はLINE株式会社によって行使される場合があります。
- お客様より本約款が引用されたウイングアークの見積書、申込書等に基づき発注された場合又はお客様が本機能を利用した場合には、お客様は本約款の各条件を承諾するものとみなされ、本約款に基づき本機能の利用に関する契約(以下「本契約」といいます)がお客様とウイングアーク間で成立するものとします。
- 本約款に記載された本機能に関する利用条件と、「invoiceAgent」に適用される使用条件又は利用条件(「ソフトウェア使用許諾契約書」、「サブスクリプションライセンス契約約款」、「invoiceAgentサービス利用契約約款」等を指しますがこれらに限られません。以下「使用条件等」といいます)が矛盾する場合、本約款の各条件を優先して適用するものとし、本約款に記載がない事項は、使用条件等が適用されるものとします。

第2条【利用条件】

- ウイングアークは、「invoiceAgent」製品の保守サービス契約を締結済み、サブスクリプションライセンス契約を締結済み又は「invoiceAgent」サービス(無料トライアルを含む)をご利用のお客様に対し、日本国内において、本約款に定める条件でお客様が本機能を利用することを非独占的に許諾するものとし、お客様は、本約款に定める条件及び手続きを遵守して、本機能を利用するものとします。
- ウイングアークが別途本機能の仕様、利用方法その他本機能の利用に関するガイドライン等(以下総称して「ガイドライン」といいます)を定めた場合、お客様は、ガイドラインに従って本機能を利用することを承諾するものとします。なお、当該ガイドラインは、ウイングアークの裁量によって変更できるものとし、変更する場合は、お客様に対して事前に通知するか、ウイングアークのウェブサイト等により公表するものとします。
- お客様は、本機能を利用して、自らが有し、又は自らが提示する書類、帳票、写真等(以下「本書類等」といいます)に記載された文字のテキスト抽出、文字認識(OCR)その他本書類等の認識の結果(以下「本認識結果」といいます。)を確認することができます。
- 本機能は、その性質上、本認識結果の精度を保証するものではありません。また、ウイングアークは、本機能に関し、適法性、真実性、正確性、完全性、有用性、目的適合性、最新性及び網羅性を保証しません。

第3条【書誌情報】

- お客様は、本機能を利用する場合、本書類等のデータを、仕様書等に従って自らが設定した方法で、本機能に係るシステムに送信することができます。
- ウイングアークは、本機能に関してシステムに送信された本書類等のデータについて、別途お客様から承諾を得た場合を除き、参照・閲覧を行うことはなく、保存することはありません。ただし、本機能を運営するために必要な範囲(利用料金の算定、設備の維持など)に限り、本書類等のデータの送信状況(本書類等のデータそのものは含みません)を参照する場合があります。
- お客様は、お客様の本機能の利用に関する本書類等のデータの取扱いにつき、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の適用法令に基づきお客様が行うべき手続を適法かつ適切に履践していることを保証します。
- お客様は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の適用において、ウイングアークが個人情報又は特定個人情報取得することはないこと、かつ、ウイングアークがお客様の委託を受けて個人情報又は特定個人情報処理するものではないことを確認します。
- お客様は、ウイングアークに対し、本書類等の利用状況に関して報告を求めると及びウイングアークの営業所で監査を実施することができません。

第4条【利用料金】

- 本機能の利用料金は、本契約の契約期間(第5条にて定義)中、ウイングアークが別途定める本機能による一定数量の画像読み取り処理(以下「標準利用権」といいます)の利用までを無償とします。標準利用権を超えて本機能を利用する場合は、当該超過する数量の利用(以下「超過利用」)は有償とします。有償となる場合、利用料金は、ウイングアークが別途定める単価に超過利用の数量を乗じた金額か、ウイングアークで設定した一定数量を増枠するプラン(以下「追加利用権」といいます)で定めた金額によるものとします。なお、追加利用権は、本契約の契約期間毎に設定され、契約期間の終了時点で未利用の数量があった場合においても、次の契約期間には引き継がれないものとします。
- 前項の追加利用権をお客様が購入する場において、当該購入する追加利用権は、本機能を利用する前提である「invoiceAgent」製品の保守サービス契約を締結している場合又は「invoiceAgent」サービスの利用契約を締結している場合は、それぞれの契約期間を更新した場合、本契約の次年度も当該追加利用権が有償で更新されるものとし、以後も同様とします。

第5条【支払条件】

- 前条の超過利用の数量の有償分の利用料金の支払方法は、次のいずれかとなります。なお、銀行振込手数料その他支払に要する費用はお客様の負担とします。
 - お客様による超過利用が発生した場合、ウイングアークは第6条に定める契約期間の終了日を以て超過数量を算定し一括して契約期間の翌月に請求書を発行し、お客様は、請求書発行月の翌月末日までにウイングアーク所定の銀行口座に当該超過数量分の利用料金を支払うものとします。
 - お客様が、追加利用権を購入する場合は、お客様とウイングアーク間における見積・注文書等において、利用料金及びその支払条件を定めるものとします。
- お客様がウイングアークに対して負担する金銭債務の支払を滞遅した場合、ウイングアークは、お客様に対し、支払期日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

第6条【契約期間】

- 本契約の契約期間に関しては、本機能の前提となる、お客様が利用されるウイングアークの製品・サービスの種別に応じて、以下のとおりとします。
- 「invoiceAgent」製品の場合
契約期間は、「invoiceAgent」製品の保守サービス契約開始日を起算日として12ヶ月間又はサブスクリプションライセンスの契約期間と同じものとします。但し、本契約の契約期間満了1ヶ月前までに、お客様又はウイングアークのいずれからも解約の意思表示がないときは同一内容で1年間継続(更新)し、以後も同様とします。なお、前述にかかわらず、当該「invoiceAgent」製品の保守サービス契約若しくはサブスクリプションライセンスの契約を解約した場合又は本約款第13条に基づき解約した場合には当該解約をもって本契約も終了するものとします。また、保守サービス契約若しくはサブスクリプションライセンスの契約開始日前に本機能の利用を開始した場合は、当該保守サービス契約開始日前の利用分も利用数量に含むものとします。

- 「invoiceAgent」サービスの場合

契約期間は、「invoiceAgent」サービスの利用期間と同じものとします。なお、トライアル期間において、本機能の利用を開始した場合、利用期間が引き継がれます。

第7条【禁止事項】

- 本機能の利用に関して、本機能を提供システム及びウイングアークの運営を妨害し、若しくは支障を与える行為又はそのおそれのある行為(以下を含みますが、これらに限りません。)は、禁止されています。
 - 本機能を提供するサーバー又はネットワークシステムに支障を与える行為
 - 本機能の内容その他本機能により利用し得る情報を改ざん又は消去する行為
 - BOT、チートツールその他の技術的手段を利用して本機能を不正に操作する行為
 - ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
 - 本機能の不具合を意図的に利用する行為
 - リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法で本機能のソースコードを読解する行為
 - 自らのサーバー又はネットワークシステムについて適切なセキュリティ対策を講じない行為
- 前項に掲げるほか、本機能の利用に関して、以下の行為は禁止されています。
 - ウイングアーク若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - 法令若しくは公序良俗に違反し、又はウイングアーク若しくは第三者に不利益を与える行為
 - 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - 詐欺等の犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為
 - わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信する行為
 - 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - その他ウイングアークが不適当と合理的に判断する行為

第8条【セキュリティの確保】

- ウイングアークは、本機能の安全を確保するために、ウイングアークが合理的と判断するセキュリティ防護措置を講じるものとします。ただし、本項の定めは、ウイングアークがお客様に対して、本サービスのサーバー若しくはネットワークシステムへの第三者からの不正なアクセス又は第三者による本機能の不正な利用を完全に防止することを、何ら保証するものではありません。
- お客様は、本機能に既知又は未知のセキュリティ脆弱性が存在し得ることを確認し、自らの判断において、自らが合理的と判断するセキュリティ防護措置を講じるものとします。

第9条【テキストデータ】

- お客様は、自らによる本機能利用によりテキストデータ化される元となる資料(以下「対象資料」といふ)について、自ら責任を負うものとし、ウイングアークが第三者の知的財産権(著作権(著作権法第21条乃至第28条に規定されるすべての権利を含む)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。以下本約款において同じ。)、プライバシー権、名誉権、肖像権その他の権利を侵害するものかどうかについて一切関知しないこと及びウイングアークに本契約又は本機能提供により対象資料に関する責任が生じるものではないことを承諾するものとし、
- 対象資料について第三者との間で紛争が生じた場合、本契約の契約期間中及び本契約終了後も、お客様は、自らの費用と責任でこれを解決するものとし、ウイングアークに対し不利益を生じさせないものとします。

第10条【非保証】

- ウイングアークは、(i)本機能に、エラーやバグ、セキュリティなどに関する欠陥その他の不具合がないこと、(ii)本機能の安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性及び特定の目的への適合性並びに(iii)本機能が第三者の権利を侵害していないことを、明示的にも黙示的にも保証しません。特に、本機能はAI技術を活用したものであるため、その性質上、誤認識が生じ得る可能性があることを十分に理解した上で、本機能を利用しなければならないことに注意してください。
- 本機能にエラーやバグ、セキュリティなどに関する欠陥その他の不具合があった場合でも、ウイングアークは、お客様に対して、これらの不具合等を除去して本機能を提供する義務を負いません。
- 本機能が第三者の権利を侵害している場合でも、ウイングアークは、お客様に対して、第三者から必要な許諾を取得することその他権利侵害を解消する措置をとる義務を負いません。

第11条【免責】

- ウイングアークは、本機能に起因してお客様に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、ウイングアークの故意又は重大過失による場合はこの限りではありません。
- 前項ただし書きに基づきウイングアークが責任を負う場合であっても、ウイングアークは、お客様に生じた損害のうち逸失利益・事業機会の損失など特別な事情から生じた損害について一切の責任を負いません。また、この場合において、ウイングアークがお客様に対して行う損害の賠償は、当該損害が発生した月にお客様がウイングアークに支払った本機能の利用料金の総額を上限とします。
- 前二項の定めにかかわらず、ウイングアークは、本機能の利用に関して、以下の事由によりお客様が損害を被った場合について、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の請求原因の如何を問わず、賠償の責任を負わないものとします。
 - 停電、火災、地震、労働争議その他不可抗力
 - お客様の設備の障害又はお客様、ウイングアーク若しくは第三者が加入するインターネット接続サービスの不具合などの通信環境の障害
 - 前号のインターネット接続サービスの性能値の不足
 - ウイングアークが第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービスの用に供される設備への侵入
 - 善良なる管理者の注意をもってしても防衛し得ない本サービスの用に供される設備への第三者による不正アクセス若しくはアタック又は通信経路上での傍
 - 本機能の用に供される設備のうちウイングアーク、LINE又はグループ会社(第17条第4項で定義される意味を有します。)が開発していないソフトウェア又はハードウェアに起因して発生した不具合・障害
 - 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因する不具合・障害
 - 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・記録令付差押・捜索・検押)・犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的な他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
- 第1項及び第2項の定めにかかわらず、ウイングアークは、お客様が本機能を利用することによりお客様と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第12条【中断・変更・終了】

- ウイングアークは、以下の場合、本機能の提供を中断することができます。なお、かかる中断

を行う場合、ウイングアークは、お客様に対して事前にその旨を周知します(ただし、事前の周知が実務上困難である場合は事後速やかに行います。)

- (1) 本機能の提供に必要な設備の保守点検、工事などを定期的に、又は緊急に行う場合
 - (2) 本機能の提供に用いる設備に障害、故障などが生じた場合
 - (3) 国、地方自治体その他の公的機関からウイングアークに対して本機能の提供を中断するよう要請があった場合
 - (4) 停電、火災、地震、労働争議その他不可抗力により本機能の提供が困難な場合
 - (5) 運用上又は技術上の理由から本サービスの提供を中断する必要がある場合
2. ウイングアークは、お客様に公表又は通知することにより、本機能の全部又は一部を変更し、又は終了することができます。本機能の全部を終了する場合、ウイングアークは、お客様に対し、相当期間前に、その旨を通知します。

第13条【利用停止】

1. ウイングアークは、お客様が本約款に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反状態を是正しない場合、何らの催告を要することなく、本機能の利用停止、本機能の利用に係る契約の解除その他ウイングアークが適切と判断する措置をとることができます。なお、ウイングアークは、これらの措置の判断基準について問合せがあった場合でも、これに回答する義務を負いません。
2. ウイングアークは、前項に掲げる場合のほか、以下の場合、何らの催告を要することなく、本機能の利用停止、本機能の利用に係る契約の解除その他ウイングアークが適切と判断する措置をとることができます。
 - (1) お客様がウイングアークに通知した事項が虚偽であり、又は不正確であったことが判明した場合
 - (2) 第三者からお客様に関するクレームが頻発している場合
 - (3) お客様が国、地方自治体その他の公的機関から注意、勧告、指導、処分などを受けた場合
 - (4) ウイングアークの責めに帰すべき事由によらずにお客様との連絡がとれない場合
 - (5) 本機能の利用が1年以上行われていない場合
 - (6) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合、又は手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てがあった場合
 - (8) 重要な財産につき仮差押え、仮処分、差押えその他強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (9) 前三号のほか、財産状態が著しく悪化したと認められる相当の事由がある場合
 - (10) その他ウイングアークが不適切と合理的に判断する場合

第14条【権利帰属】

1. 対象資料及びテキストデータに含まれる又はこれらに関連する一切の知的財産権は、お客様に帰属するものとし、本機能提供の過程でウイングアークに知的財産権が生じる場合といえども、テキストデータ作成と共にお客様に帰属するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、対象資料及びテキストデータに、ウイングアーク又はウイングアークに権限を与える権利者が本契約に基づく本機能提供前から有している知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権は、ウイングアーク又は当該権利者に留保されるものとし、ウイングアークは、ウイングアークの知的財産権を、お客様に対し、本機能の利用目的に必要な範囲で利用することを非独占的に許諾するものとし、この場合、ウイングアークは著作権者人格権を行使しないものとします。
3. 本機能に係るAI技術及びAI技術に係る学習済みモデルその他ウイングアーク又はウイングアークに権利を許諾した第三者が創出し、又は作成するAI技術に係るデータ(以下「派生データ」といいます。)に関して生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権はウイングアーク又は当該権利を許諾した第三者に帰属するものとします。また、別途規定する場合を除き、派生データに関しては当該権利を許諾した第三者のみが一切の利用権限を有するものとします。なお、念のため付言すると、本項は、お客様のデータそのものの利用権限について、ウイングアークが取得することを意図するものではありません。
4. 本条に基づきお客様に知的財産権が帰属する場合において登録手続等が必要な場合、当該手続にかかる費用は全てお客様が負担するものとします。

第15条【お客様の責任】

1. お客様は、自らの責任において本機能を利用し、本機能における一切の行為及びその結果について一切の責任を負うものとします。
2. お客様は、本機能を利用するにあたり、ウイングアークの提供するサービスを通じて、お客様の情報が取り扱われることを承諾するものとします。
3. お客様は、本機能を利用したこと起因して(ウイングアーク又はLINEがかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。)、ウイングアーク又はLINEが直接的又は間接的に何らかの損害(弁護士費用の負担を含みます。)を被った場合、ウイングアーク又はLINEの請求に従って直ちにこれを賠償しなければなりません。

第16条【再委託】

ウイングアークは、ウイングアークの責任と判断により、本機能又は本機能の提供に関連する業務の全部又は一部を第三者に委託して実施することができるものとします。

第17条【秘密保持】

1. 本条において「秘密情報」とは、(i)本機能の利用に係る契約の存在及び内容並びに(ii)その有効期間中に知った相手方の顧客、製品、サービス、業務、技術、ノウハウ、アイデア、コンセプト等に関する一切の情報であって、その開示方法にかかわらず、相手方が開示の際に秘密である旨を明示したものをいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除きます。
 - (1) 当該情報の知得時に公表されており一般に入手可能となっていた情報
 - (2) 当該情報の知得後に自らの責めに帰すべき事由によらずに公表され一般に入手可能となった情報
 - (3) 当該情報の開示とは無関係に自ら開発した情報
 - (4) 正当に開示する権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
2. お客様及びウイングアークは次の各号に従って秘密情報を秘密として保持するものとします。
 - (1) お客様及びウイングアークは、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
 - (2) お客様及びウイングアークは、秘密情報を、相手方の事前の書面(電子メール等の電磁的方法を含みます。)による承諾のない限り、いかなる第三者に対しても開示し、又は漏洩することはできません。
 - (3) お客様及びウイングアークは、秘密情報を、本サービスの利用に係る契約の履行以外の目的で使用することはできません。
3. 前項第2号の定めにかかわらず、お客様及びウイングアークは、法令又は金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定め(以下「法令等」といいます。)に基づき、秘密情報の開示を要求される場合、相手方に対して事前にその旨を通知した上で(ただし、法令等による制限又は時間的制約等やむを得ない事由により事前の通知をすることができない場合、事後の通知で足りず。)、かかる要求に応えるために必要最小限の範囲で、秘密情報を開示することができます。
4. 第2項第2号の定めにかかわらず、ウイングアークは、本機能の利用に係る契約の履行のために秘密情報を知る必要がある(i)自己(LINEを含む)の親会社、子会社若しくは関連会社又はNAVER Corporation若しくはヤフー株式会社(以下総称して「グループ会社」といいます。)、(ii)自己若しくは自己のグループ会社の役員、従業員又は(iii)自己若しくは自己のグループ会社の弁護士、公認会計士等法令上当然に守秘義務を負う専門家に対して、本条に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課した上で、秘密情報を開示することができます。
5. お客様及びウイングアークは、相手方の要請があった場合は、秘密情報(複製又は改変したものを含みます。)を相手方に返還し、又は消去するものとします。
6. 本条の効力は、本機能の利用に係る契約の終了後(当該契約が解約又は解除された場合も含みます。))も2年間有効に存続するものとします。

第18条【解除】

1. 本契約の当事者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、相手方に書面で通知することにより本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 本契約に違反し、その是正を求める通知を受けたにもかかわらず、受領後15日以内に当該違反の是正及び当該違反に基づく損害の賠償をしない場合
 - (2) 支払停止もしくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
 - (3) 振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りになったとき
 - (4) 仮差押、仮処分、差押又は競売の申立を受けたとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 解散(合併による場合を除く)、清算、又は事業の全部(実質的の場合も含む)を第三者に譲渡したとき
 - (7) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
 - (8) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (9) 不可抗力により本機能の提供が不可能となったとき
 - (10) 法令等又は公序良俗に違反したとき
 - (11) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 前項による解除は将来に向かって効力を有するものとし、解除がなされた場合でも、ウイングアークは解除時点において発生済みの利用料をお客様に請求することができます。ただし、当該解除につきウイングアークの責に帰すべき事由の存する場合を除くものとします。
 3. 本条により本契約を解除した場合、当該相手方に対し、お客様又はウイングアークが当該解除により自ら被った損害につき、損害賠償を請求することを妨げない。

第19条【中途解約】

お客様は、ウイングアーク所定の方式により各月の末日までにウイングアークに申し出ることにより、その翌月末日をもって本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。この場合、ウイングアークは、お客様に対し、本契約の解約日までの期間に対応する利用料金を一括して請求することができるものとします。

第20条【存続規定】

第4条(未払金がある場合に限り)、第6条、第7条、第9条から第11条、第14条、第17条第6項、第18条第2項及び第3項の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

以上